

報告第4号

令和8年2月13日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 福原 謙二様

専決処分報告及びこれが承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度尾道市一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和7年度尾道市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度尾道市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,493千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,290,304千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日

尾道市長 平 谷 祐 宏

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計	備 考
16. 県支出金		4,989,529	65,808	5,055,337	
	3. 委託金	453,773	65,808	519,581	
19. 繰入金		3,131,121	685	3,131,806	
	2. 基金繰入金	2,970,918	685	2,971,603	
歳 入 合 計		70,223,811	66,493	70,290,304	

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
2. 総務費		8,901,932	66,493	8,968,425	
	4. 選挙費	172,381	66,493	238,874	
歳出	合計	70,223,811	66,493	70,290,304	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金	4,989,529	65,808	5,055,337
19. 繰入金	3,131,121	685	3,131,806
歳入合計	70,223,811	66,493	70,290,304

2

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	8,901,932	66,493	8,968,425	65,808	0	0	685
歳出合計	70,223,811	66,493	70,290,304	65,808	0	0	685

2 歳 入

(款) 16. 県支出金 (項) 3. 委託金

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費委託金	429,239	65,808	495,047	8. 衆議院議員選挙 費委託金	65,473	
				9. 衆議院議員選挙 啓発推進費委託 金	335	
計	453,773	65,808	519,581			

(款) 19. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 基金繰入金	2,970,918	685	2,971,603	1. 財政調整基金繰 入金	685	
計	2,970,918	685	2,971,603			

3 歳出

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
7. 衆議院議員 選挙費	0	66,158	66,158	65,473	0	0	685	1. 報酬	8,263	投票管理者報酬 1,176 期日前投票管理者報酬 868 投票立会人報酬 2,184 期日前投票立会人報酬 1,612 開票管理者報酬 12 開票管理者職務代理者報酬 12 開票立会人報酬 220 会計年度任用職員報酬 2,179
								3. 職員手当等	26,015	時間外勤務手当 26,015
								7. 報償費	352	ポスター掲示場設置謝礼 130 電話使用謝礼 86 投票箱送致報償 126 開票所点字解読謝礼 10
								8. 旅費	43	職員旅費 9 費用弁償 34
								10. 需用費	2,622	消耗品費 1,500 燃料費 50 食糧費 64 印刷製本費 494 光熱水費 14 修繕料 500

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								11. 役務費	8,431	通信運搬費 6,897 広告料 129 手数料 1,405
								12. 委託料	16,256	ポスター掲示場設置等委託料 86 投票票物品搬送等委託料 1,370 選挙事務補助者等派遣委託料 13,400 新聞折込委託料 1,000 駐車場整理委託料 400
								13. 使用料及び 賃借料	2,477	コンピュータ機器等使用料 6 自動車借上料 800 会場借上料 750 船舶借上料 59 高速道路通行料 150 乗車券・船券 2 スロープ借上料 150 事務機器借上料 460 養生シート借上料 100
								15. 原材料費	159	原材料費 159
								17. 備品購入費	1,540	選挙用備品 1,540
8. 衆議院議員 選挙啓発費	0	335	335	335	0	0	0	7. 報償費	80	街頭啓発報償 80
								10. 需用費	255	消耗品費 200 印刷製本費 55

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

単位：千円

計	172,381	66,493	238,874	65,808	0	0	685			
---	---------	--------	---------	--------	---	---	-----	--	--	--

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一 般 職

ア 会計年度任用職員以外の職員

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	[36] (44) 919		(178,288) 3,893,936	(107,460) 2,777,710	(285,748) 6,671,646	(59,125) 1,304,562	(344,873) 7,976,208	()は特別会計で外数である。 職員数欄の[]は短時間勤務職員で外数である。
補正前	[36] (44) 919		(178,288) 3,893,936	(107,460) 2,751,695	(285,748) 6,645,631	(59,125) 1,304,562	(344,873) 7,950,193	
比 較	[0] (0) 0		(0) 0	(0) 26,015	(0) 26,015	(0) 0	(0) 26,015	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当	通勤手当	管理職手当	住居手当	地域手当	特殊勤務手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	定時制通信教育手当	宿日直手当	災害派遣手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補 正 後	(2,619) 108,959	(42,293) 905,683	(33,595) 732,009	(14,341) 453,729	(5,958) 125,962	(1,426) 55,322	(3,376) 50,586	(3,657) 81,962	(195) 32,418	(0) 230,000	(0) 360	(0) 720	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	補 正 前	(2,619) 108,959	(42,293) 905,683	(33,595) 732,009	(14,341) 427,714	(5,958) 125,962	(1,426) 55,322	(3,376) 50,586	(3,657) 81,962	(195) 32,418	(0) 230,000	(0) 360	(0) 720	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	比 較	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 26,015	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く。)

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
職員手当	26,015	その他の増減分	時間外勤務手当 26,015	

イ 会計年度任用職員
 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	[1,019] (53) 150	(123,441) 1,011,718	(4,412) 545,801	(29,606) 554,905	(157,459) 2,112,424	(17,913) 321,821	(175,372) 2,434,245	()は特別会計で外数である。 職員数欄の[]は短時間勤務職員で外数である。
補正前	[919] (53) 150	(123,441) 1,009,539	(4,412) 545,801	(29,606) 554,905	(157,459) 2,110,245	(17,913) 321,821	(175,372) 2,432,066	
比較	[100] (0) 0	(0) 2,179	(0) 0	(0) 0	(0) 2,179	(0) 0	(0) 2,179	

職員手当の内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	退職手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)
	補 正 後	(15,953) 267,786	(13,380) 226,114	(107) 10,584	(75) 17,696	(91) 10,748	(0) 8,797	(0) 13,180	(0) 0
補 正 前	(15,953) 267,786	(13,380) 226,114	(107) 10,584	(75) 17,696	(91) 10,748	(0) 8,797	(0) 13,180	(0) 0	
比 較	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	

議案第13号

議決中更正について

令和7年第33号議決「令和7年度尾道市病院事業会計予算」の一部を次のように更正することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月13日提出

尾道市長 平谷 祐宏

令和7年度尾道市病院事業会計予算第10条中「2, 160, 422千円」を「2, 106, 422千円」に更正する。

提案理由

令和7年第1回定例会で議決された令和7年度尾道市病院事業会計予算について、たな卸資産購入限度額に誤りがあったので、更正するものである。

議案第14号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月13日提出

尾道市長 平谷 祐宏

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	栗原301号線	尾道市栗原町字大人5850番8地先から 尾道市栗原町字大人5850番11地先まで	
2	栗原302号線	尾道市栗原町字大人5850番19地先から 尾道市栗原町字大人5850番18地先まで	

提案理由

栗原町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものである。

議案第15号

尾道市獣医師手数料条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市獣医師手数料条例を廃止する条例案

条例第 号

尾道市獣医師手数料条例を廃止する条例

尾道市獣医師手数料条例（昭和39年条例第39号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

尾道市家畜診療所及び尾道市営家畜人工授精所の廃止に伴い、獣医師手数料に関する規定を廃止するための条例廃止である。

議案第16号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

尾道市長 平谷 祐宏

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例
の一部を改正する条例案

条例第 号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例
の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成19年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア 市街化区域との境界から1キロメートル以内であって、7ヘクタールの範囲内において敷地相互間の隣接間隔が50メートル以内に位置する建築物が50以上連たんする区域として市長が指定する区域（以下「指定区域」という。）

第2条第1号中イを削り、ウをイとし、同条第2号中「前号アからウまで」を「前号ア及びイ」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、指定区域を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。
- 3 前項の規定は、指定区域の変更又は廃止について準用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後同項第1

号アの規定により初めてその区域を指定される指定区域の指定の日以後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定によりされる許可の申請について適用し、同日前にされた申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

提案理由

市街化調整区域における開発行為の許可対象となる区域を明確化するための条例改正である。

議案第17号

尾道市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市火災予防条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市火災予防条例の一部を改正する条例

尾道市火災予防条例（平成17年条例第272号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第9条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

第10条の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第46条第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第64条第1項第4号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備又は一般サウナ設備」に改める。

第86条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第86条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の尾道市火災予防条例（以下「新条例」という。）第9条の2第1項に規定する簡易サウナ設備（以下「簡易サウナ設備」という。）に該当することとなる対象火気設備等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条第1項に規定する対象火気設備等をいう。次項において同じ。）又は対象火気器具等（同令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。次項において同じ。）の取扱いについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第10条第1項に規定する一般サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備に限る。）に該当することとなる対象

火気設備等又は対象火気器具等の取扱いについては、なお従前の例による。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、屋外等のテント等に設置される簡易サウナ設備に関する基準を定めるための条例改正である。

議案第18号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、次のとおり尾道みなと中学校校舎新築工事（建築主体）の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月13日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 工 事 名 尾道みなと中学校校舎新築工事（建築主体）
- 2 工 事 場 所 尾道市防地町地内
- 3 工 事 概 要 建築工事一式
鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 4,862.28平方メートル
- 4 工 事 期 間 議会の議決を経た日の翌日から令和9年8月31日まで
- 5 請 負 金 額 16億3,680万円
- 6 契 約 の 相 手 方 堀田・三和建設工事共同企業体
代表者 尾道市新浜一丁目9番22号
株式会社堀田組
代表取締役 河 本 泰 行

尾道市高須町5267番地
三和鉄構建設株式会社
代表取締役 中 島 裕一朗
- 7 契約の方法 条件付一般競争入札

提案理由

尾道みなと中学校校舎新築工事（建築主体）に係る工事請負契約を締結するものである。

議案第19号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、次のとおり尾道みなと中学校校舎新築工事（機械設備）の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月13日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- | | |
|----------|--|
| 1 工事名 | 尾道みなと中学校校舎新築工事（機械設備） |
| 2 工事場所 | 尾道市防地町地内 |
| 3 工事概要 | 機械設備工事一式 |
| 4 工事期間 | 議会の議決を経た日の翌日から令和9年8月31日まで |
| 5 請負金額 | 3億6,300万円 |
| 6 契約の相手方 | 尾道市高須町5642番地4
株式会社井上設備
代表取締役 井上 智仁 |
| 7 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |

提案理由

尾道みなと中学校校舎新築工事（機械設備）に係る工事請負契約を締結するものである。

議案第20号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、次のとおり尾道みなと中学校校舎新築工事（電気設備）の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月13日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 工 事 名 尾道みなと中学校校舎新築工事（電気設備）
- 2 工事場所 尾道市防地町地内
- 3 工事概要 電気設備工事一式
- 4 工事期間 議会の議決を経た日の翌日から令和9年8月31日まで
- 5 請負金額 1億9,800万円
- 6 契約の相手方 尾道市山波町1905番地41
大和電気工事株式会社尾道営業所
所長 中野久裕
- 7 契約の方法 条件付一般競争入札

提案理由

尾道みなと中学校校舎新築工事（電気設備）に係る工事請負契約を締結するものである。